

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和 48 年規則第 110 号、以下「細則」）は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号、以下「法」）に基づく事務を規定している。

法第 41 条に規定の活用推進計画において、法第 44 条の規定により漁港施設を貸し付ける場合、貸付期間は活用推進計画に規定の実施期間までとされていることから、細則についても所要の改正を行う。

2 主な改正内容

法第 44 条の規定により漁港施設を貸し付ける場合、神奈川県県有財産規則（昭和 59 年規則第 40 号）の規定によらず、貸付期間は活用推進計画に規定の実施期間まで可能とする。

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

なし